

## アレルギー疾患医療連携拠点病院の選定について

### 1 主旨

アレルギー疾患を有する者が、県内の居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療提供体制の整備の一環として、福岡県アレルギー疾患医療拠点病院を選定する。

### 2 選定要件

「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成 29 年 7 月 28 日厚生労働省健康局長通知）に基づく選定要件は次のとおり。

- (1) 都道府県拠点病院には、アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤していること。常勤しない診療科がある場合、他の医療機関の診療科を併せて選定することで、選定基準を満たすものとする。
- (2) 各診療科の医師においては、一般社団法人日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師であることが望ましい。
- (3) アレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい。
- (4) 小児から高齢者までの診療を担える医療機関であることが基本であるが、都道府県における小児アレルギー疾患医療の中心的な役割を担っている小児専門医療機関が存在する場合、当該機関も都道府県拠点病院として選定されることが考えられる。

### 3 本県の選定要件

- (1) 医師の配置について  
「アレルギー疾患の診療経験が豊富な医師」とは、アレルギー学会専門医とする。
- (2) 医療従事者（医師以外）の配置について  
2（3）については、アレルギーエドゥケーター（※）の資格を持つ薬剤師、看護師、管理栄養士のいずれかを配置することとする。  
※ 患者及び家族に対し適切なセルフケアについて教育・指導する日本小児臨床アレルギー学会の認定資格（2009 年度開始）
- (3) 診療の対象  
小児から高齢者までの診療を担えることとする。
- (4) その他  
平成 29 年 7 月「アレルギー疾患の医療提供体制の在り方について」（アレルギー疾患医療提供体制の在り方検討会）、別紙 2「都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割の具体的内容についての例示」に基づき、次の実施が望ましい。

<診断>

- ① アレルゲン同定の検査実施及び評価
- ② アナフィラキシーの原因同定
- ③ 肺機能検査、呼気NO測定、呼吸抵抗測定等を用いた評価
- ④ 運動誘発試験を含む食物経口負荷試験の実施及び評価

<治療>

- ① アレルゲン免疫療法の実施（舌下）
- ② 重症及び難治性気管支喘息の治療
- ③ 重症及び難治性のアトピー性皮膚炎、アレルギー性皮膚疾患の治療
- ④ 重要及び難治性の下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の治療
- ⑤ 重要及び難治性の眼領域アレルギー疾患の治療

<管理>

- ① 重症及び難治性アレルギー疾患の長期管理
- ② 重要及び難治性食物アレルギーの長期管理

#### 4 選定に係る調査

(1) 調査対象

アレルギー学会専門医が、内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の複数の領域に配置されている医療機関。

(2) 調査基準日

平成30年12月1日現在の状況について回答

(3) 調査項目

別紙 調査票